

初 鹿 通 信

第130号
平成29年10月吉日

顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
 経理担当者
 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）
〒400-0043
山梨県甲府市国母8丁目4番40号
TEL 055-220-6885
FAX 055-220-6887
URL <http://www.hatsushika-kaikei.com/>

<最低賃金改定について>

拝啓、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平成29年10月1日より、最低賃金が変更されました。

山梨労働局では毎年、山梨地方最低賃金審議会の調査審議、意見を尊重し最低賃金の改定を行っております。本年も同等に審議の結果、平成29年10月1日から、最低賃金の改定がなされることとなりました。変更内容は下記の通りです。

賃金（1時間あたり）（山梨県）現行 759円 ⇒ **改定後784円**

（東京都）現行 932円 ⇒ **改定後958円**

（千葉県）現行 842円 ⇒ **改定後868円**

（*他県については別途お問い合わせください）

尚、次の手当等は最低賃金に算入されませんのでご注意ください。

- ①精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ②時間外・休日・深夜手当
- ③臨時に支払われる賃金
- ④1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)

◎ご不明な点がございましたら、窓口担当者までお問い合わせください。